



厚生労働省

福井労働局

～ふくい「働く」を支えます～

Press Release

報道関係者 各位

令和8年4月24日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

課長 木村 和晴

健康安全係長 竹内 慎太郎

電話 (0776) 22-2657

熱中症による労働災害発生状況について

～休業4日以上の熱中症は前年比90%の大幅増加～

福井労働局（局長 佐藤 賢一郎）は、福井県内の過去10年の熱中症による労働災害発生状況を取りまとめました。また、熱中症予防のため本年5月から9月まで間、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

本キャンペーン期間中、福井労働局、各労働基準監督署では、職場における熱中症予防対策を推進し、事業場への周知啓発・指導を行います。

そこで、福井労働局では、事業所の衛生委員会等や建設現場の安全衛生協議会の協議の場において、本年3月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を基に、熱中症予防対策に係る点検の実施（別添2参照）を呼び掛けています。

○ 熱中症による労働災害発生状況の概要（別添1参照）

- 令和7年の熱中症による休業4日以上の労働災害は19件発生し、前年比90%増加して、過去10年間で最多となりました。
- 過去10年間の業種別の発生状況では、建設業が26件と最も多く、次いで、製造業18件、警備業11件となっています。
- 作業環境別では、全体の45%が屋内で発生しており、屋内であってもWBGT値を活用した作業管理等が必要です。
- 月別の発生状況では、7月・8月に集中していますが、暑熱順化が十分でない5月にも発生しています。早めの安全衛生教育や暑熱順化の取組が必要です。
- 1日の最高気温別の発生状況では、最高気温が28℃以上の日に発生したものが全体の94%を占めています。夏季の暑熱環境下における作業に備え、作業手順・作業計画の策定や報告体制の整備が必要です。

熱中症対策のポータルサイト
はこちら

リーフレットは
こちらに
要綱はこちらに

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！
職場における熱中症予防情報



STOP！熱中症
クールワークキャンペーン



過去 10 年間の職場での熱中症による労働災害の発生状況(福井県)
(平成 28 年～令和 7 年分)

1 熱中症による死傷者数の推移

労働災害の統計対象となる休業 4 日以上[※]の熱中症による労働災害は、過去10年間で88件発生している。令和 7 年は、過去10年間で最も多い19件発生しており、前年比90%の増加となった。

なお、過去10年間の福井県内における熱中症による死亡労働災害は合計 2 件である。

また、休業日数によらず熱中症により医療機関を受診した全ての死傷者数は、記録が残る過去 7 年間で800件である。令和 7 年は、過去 7 年間で最も多い190件であり、前年比45%の増加となった。

熱中症による労働災害の年別発生状況
(令和元年より休業 4 日未満の件数を含めたものを計上) (件)

年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	合計
熱中症災害※				128	75	55	87	134	131	190	800
うち休業 4 日以上	3	4	9	9	8	2	9	15	10	19	88
うち 死亡							1		1		2

※熱中症により医療機関を受診したすべての死傷者数

熱中症災害（休業 4 日以上のもの）のうち屋内での労働災害発生状況 (件)

年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	合計
休 業	3	4	9	9	8	2	9	15	10	19	88
うち屋内	2	2	5	2	6		3	7	6	7	40

過去 10 年間の休業 4 日以上[※]の熱中症による労働災害 88 件のうち、屋内での発生は 40 件で、全体の 45%を占めている。熱中症は、屋外だけでなく、外気温と同等の気温である作業場や溶接作業を行う作業場等の屋内においても多く発生している。

2 業種別発生状況（平成 28 年～令和 7 年）

業種別の発生状況を見ると、建設業が最も多く発生し、次いで製造業、警備業となっている。

業種別発生状況

(件)

業 種	建設業	製造業	警備業	商業	清掃業	運送業	農林業	接客娯楽業	その他	合計
休業4日以上	26	18	11	9	7	6	6	1	4	88
うち死亡		1			1					2

3 月・時間帯別発生状況（平成28年～令和7年）

(1) 月別発生状況

月別発生状況を見ると、7月と8月に集中して発生しており、全体の約8割がこの期間に発生している。

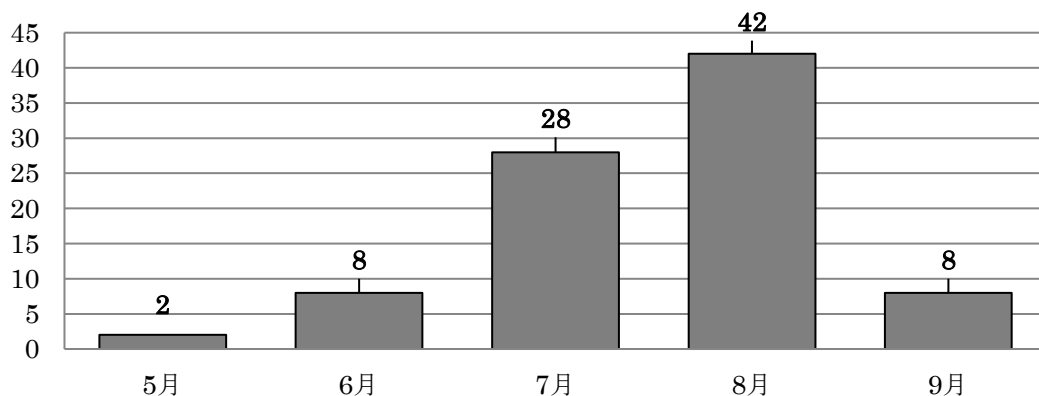
なお、休業4日以上の中熱による労働災害は、5月のような暑熱順化が十分でない時期から発生している。

月別発生状況

(件)

月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
休業	2	8	28	42	8	88

月別発生状況



(2) 時間帯別発生状況

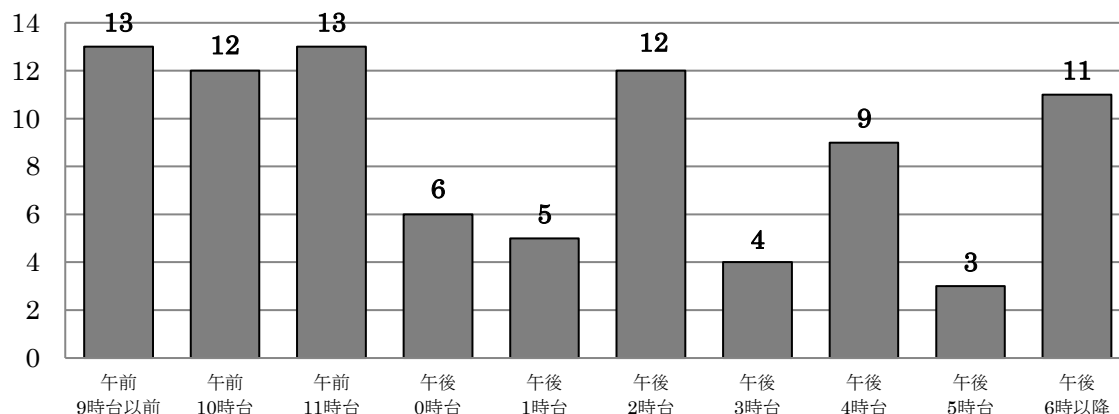
時間帯別の発生状況では、昼時の時間帯のみならず、9時台以前を含む午前中の気温が上昇する時間帯や午後6時以降の時間帯でも発生しているものがみられる。

作業後・帰宅後も発症することがあることに注意が必要である。

時間帯別発生状況 (件)

時間帯	午前 9時台 以前	午前 10時台	午前 11時台	午後 0時台	午後 1時台	午後 2時台	午後 3時台	午後 4時台	午後 5時台	午後 6時以 降	合計
休業	13	12	13	6	5	12	4	9	3	11	88

時間帯別発生状況



4 1日の最高気温別発生割合 (令和7年発生190件について)

(件)

1日の 最高気温	21℃未満	21℃以上 25℃未満	25℃以上 28℃未満	28℃以上 31℃未満	31℃以上	合計
熱中 災害	4	1	7	40	138	190

1日の最高気温別では、令和7年は、最高気温31℃以上の日に発生したものが138件と最も多く、次いで、最高気温28℃以上31℃未満の日に発生したものが40件となっており、最高気温28℃以上の日(計178件)に発生したものは全体の94%を占めている。

WBGT値が28℃以上又は気温が31℃以上の場所において継続して1時間以上又は1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業(以下「熱中症を生ずるおそれのある作業」という。)を行わせるときは、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や、当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを同僚が発見した場合にその旨を報告させるための体制を整備する必要がある。

また、WBGT値がWBGT基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととすること。WBGT基準値を超えている又は超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、職場における熱中症防止のためのガイドラインに掲げる措置を例としてWBGT値低減対策を講ずることが重要である。

5 熱中症の死亡災害

令和7年の熱中症による死亡災害は発生していないが、直近では令和6年に発生している。

発生年月	時刻	業種	年齢	発生状況
平成20年8月	14時頃	建設業	40歳代	建物の解体工事現場において、解体材の仕分け作業を行っていたところ、被災者の手の震え、足元のふらつきの症状があったため病院へ搬送された。
平成20年8月	15時30分頃	建設業	60歳代	宅地造成工事の2日目、朝から側溝の砂利の敷き均し作業を行っていたところ、午後2時頃に体調を崩したため自家用車の中で休憩していたが、被災者の姿が見えないことに気づき、現場付近を探したところ現場から134m離れた道路沿いの雑草の茂みの中に倒れている被災者が発見された。
平成22年8月	15時40分頃	建設業	30歳代	仮設足場上で土のう袋を運搬していたところ、突然倒れた。 なお、被災者は現場入場3日目（最初の2日間は研修）で、作業開始の初日であった。
令和4年8月	17時頃	製造業	50歳代	倉庫内において梱包作業を行っていたところ、気分が悪くなったため横になり休憩していたが、そのまま意識がなくなった。
令和6年7月	未明	清掃業	40代	夕方に、ごみ処理装置の修理作業を行った後、駐車場の自家用車内で休憩をとっていたが、翌朝に自家用車内で死亡している状態で発見されたもの。

6 職場における熱中症防止のためのガイドライン

本ガイドラインは、職場における熱中症防止のための労働衛生管理体制の確立・作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育等の熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示し、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことにより、職場における熱中症による労働災害等の防止を図ることを目的として、本年3月に策定されたものである。

本ガイドラインの概要は別紙3のとおり。

※ 熱中症予防対策の詳細は、

別紙1「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット

別紙2「職場における熱中症防止のためのガイドライン」

別紙3「職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要」

を参照。

熱中症予防対策に係る自主点検票

本点検は、職場の衛生委員会、安全衛生委員会又はこれらを設けていない事業場における労働者の意見を聴く機会、建設現場における安全衛生協議会において実施し、協議事項としてください。【福井労働局】

点検年月日： 年 月 日 点検者：

項番	点検項目	確認内容	評価	改善予定日	改善内容・備考	根拠法令等
1	現状把握	WBGT値が28度又は気温が31度以上の場所において継続して1時間以上又は1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業があるか。	有 ・ 無			安衛則第612条の2 関連 ガイドライン第3 (3)
2	緊急時の対応の事前確認	上記1で「有」の場合、熱中症の自覚症状がある場合や、熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合に、その旨を報告させる体制を整備し、関係者に周知しているか。	適 ・ 否			安衛則第612条の2 第1項 ガイドライン第3 (3)
3		上記1で「有」の場合、あらかじめ、作業場ごとに、作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処理を受けさせるなど症状の悪化を防止するための必要な措置や手順、緊急連絡先を定め、周知しているか。	適 ・ 否			安衛則第612条の2 第2項 ガイドライン第3 (3)
下記は、上記1の有無にかかわらず、点検願います。						
4	暑さ指数 (WBGT値) の把握	実測、天気予報メディア、スマホアプリ、環境省サイト等でWBGT値を把握し、着衣補正值を加えたWBGT値を把握しているか。	適 ・ 否			ガイドライン第2の2 ガイドライン表1-2 衣服の組合せにより WBGT値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
5	熱中症リスクの評価・検討	WBGTの把握を通じ、熱中症リスクの評価・検討を行い、熱中症リスクの低減のための措置、リスクに応じた熱中症予防対策を講じているか。	適 ・ 否			ガイドライン第2の3
6	作業手順・作業計画の策定	WBGT値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT値を踏まえた作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定しているか。	適 ・ 否			ガイドライン第3の1 (2)
7	休憩場所の整備等	作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保しているか。	適 ・ 否			ガイドライン第3の2 (2)
8	作業時間の短縮等	休憩時間については、表1-1を参考に、WBGT基準値に応じたものとしているか。WBGT値がWBGT基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととしているか。	適 ・ 否			ガイドライン第3の3 (1) ガイドライン表1-1 身体作業強度及び暑熱 順化の状況に応じたWBGT基準値
9	水分及び塩分の摂取	多量の発汗を伴う作業場では、塩及び飲料水を備え付けているか。自覚症状によらず、作業前後、作業中の定期的な摂取を指導しているか。	適 ・ 否			安衛則第617条 ガイドライン第3の3 (4)
10	服装による身体冷却	透湿性及び通気性の良い服装を着用させているか。直射日光下では通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備しているか。冷却装備 (空調服等) の活用しているか。	適 ・ 否			ガイドライン第3の3 (5)
11	健康状態及び暑熱順化の状況等の確認	作業開始前に作業者の健康状態を確認しているか。職長等の管理者は暑熱順化していない作業従事者を把握し健康状態に特に配慮しているか。	適 ・ 否			ガイドライン第3の4
12	労働衛生教育の実施 (注)	熱中症予防管理者、職長及び作業従事者に対して、熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例、関係法令等について教育を行っているか。	適 ・ 否			安衛法第59条第1項 安衛法第60条 ガイドライン第3の5

【注】熱中症予防指導員管理者研修(実施機関: 建災防)①5月27日(福井市)及び②6月12日(越前市)開催
熱中症予防管理教育(実施機関: 基準協会)③5月26日(敦賀市)及び④6月15日(福井市)開催

申込書はこちらから

①



②



③



④



※安衛法: 労働安全衛生法
※安衛則: 労働安全衛生規則
※ガイドライン: 職場における熱中症防止のための
ガイドライン